

# 規制改革推進会議 農林ワーキング・グループご説明資料

---

平成31年3月19日

国土交通省道路局・自動車局  
農林水産省生産局

# 目次

1. 直装タイプの農作業機に対する措置

2. トレーラタイプの農作業機に対する措置

3. 対策のロードマップについて

4. 第4次答申「高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し  
〈実施事項〉b」の検討について

# 1. 直装タイプの農作業機に対する措置

平成30年11月19日 規制改革推進に関する第4次答申（抜粋）

国土交通省及び農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引して公道を走行するトラクターについて、車幅、灯火装置の装着等に関し、いかなる措置を講じた場合に、道路運送車両法に適合することとなるか、保安基準の緩和制度の活用を含めて明確化し、地方運輸局への周知徹底を図る。（平成30年度措置）

## 【平成30年度実施事項】

作業機の種類を問わず、一定の条件又は制限を付した上で保安基準の緩和により公道を走行できるよう、地方運輸局に周知するとともに、道路局と連携して一定の寸法を超えるものであっても、特殊車両の通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知する。

※一定の条件又は制限について

保安基準緩和項目	緩和内容	条件又は制限
灯火器類	最外側からの灯火器類の取り付け位置	最外側付近に反射器を装着すること
幅	幅	最外側付近に外側表示板及び灯火を装着すること
安定性	最大安定傾斜角度	運行速度は15km/h以下とすること

## 【平成31年度実施事項】

- ・更なる効率化の観点から、装着する農作業機に応じて、運行速度15km/h超で走行可能とならないか、順次見直して行く。
- ・使用者（農業者）に対する安全運行の周知を、国土交通省と農林水産省が連携し、日本農業機械工業会及び日本農業法人協会等、関係者様のご協力をいただきながら進めるとともに、必要に応じて周知内容を見直して行く。

# 2. トレーラタイプの農作業機に対する措置

## 【平成30年度実施事項】

- 道路運送車両法上、トレーラタイプの農作業機（被けん引型のアタッチメント）は大型特殊自動車又は小型特殊自動車に位置付けられることを明確にし、地方運輸局へ周知する。
- 交通事故実態や使用実態を調査し、結果をとりまとめる。

## 【平成31年度実施事項】

- 調査結果及び海外の事例等を踏まえ、適用する保安基準の整理や安全性検証等を進めて行く。
- 検討課題は下表のとおり多岐にわたると考えているが、農業者のGAP認証取得への配慮を前提に、平成31年中の結論を目指して検討を進めて行く。
- 検討にあたっては、国土交通省と農林水産省が連携し、日本農業機械工業会及び日本農業法人協会等の関係者様のご協力をいただきながら進めて行く所存。

トレーラの構造・装置に関する主な検討事項	想定される事故リスク
制動装置	トレーラによるトラクタへの押し出しによる事故（ジャックナイフ現象）
灯火装置等	後続車の追突事故、追越し時の事故、対向車との衝突事故
安定性	農薬タンク車など、液体積載物の動揺による横転事故
突入防止装置等	後続車の追突事故、歩行者等の巻き込み事故等

# 3. 対策のロードマップについて

	本年度	2019年度			2020年度			2021年度～		
		前半	中盤	後半	前半	中盤	後半	前半	中盤	後半～
直装タイプの農作業機	一定の制限で緩和可能とする措置・周知	緩和措置の実施、実施状況のフォローアップ <sup>o</sup> （国、日農工、農業関係者）								
トレーラタイプの農作業機	車両法上位置付けを明確にする	適用する保安基準の整理	}		緩和措置の実施、実施状況のフォローアップ <sup>o</sup> （国、日農工、農業関係者）			}		
		農作業機ごとの安全性検証（日農工）	}					}		
		緩和可能とする措置の検討	}					}		
その他	事故実態等調査（国）	使用者への周知、周知内容の見直し（国、日農工、農業関係者）								
	使用者への周知方法検討									
体制	国、日農工	国、日農工、農業関係者			国、日農工、農業関係者			国、日農工、農業関係者		

# 4. 第4次答申「高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し〈実施事項〉b」の検討について

○ 関係省庁等で設置した場において、大型の農機等を装着・けん引した農業機械が公道走行する際に対応が必要な規制とその対応について検討中。

## 1. 参加者

国土交通省、警察庁、農林水産省、  
(一社) 日本農業機械工業会、  
(必要に応じその他関係者)

## 2. 開催実績

平成31年2月15日、3月13日

## 3. 主な論点

- ① 道路運送車両法における具体的な対応方法
- ② 道路交通法における検討すべき論点
- ③ 農道にかかる条例の規制状況 等

【参考】規制改革推進に関する第4次答申（平成30年11月19日）（抜粋）

〈実施事項〉

【平成30年度措置】

a 国土交通省及び農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引して公道を走行するトラクターについて、車幅、灯火装置の装着等に関し、いかなる措置を講じた場合に、道路運送車両法に適合することとなるか、保安基準の緩和制度の活用を含めて明確化し、地方運輸局への周知徹底を図る。

【平成30年度検討開始、結論を得次第、速やかに措置】

b 国土交通省及び農林水産省は、aで記載した以外にも大型の農機等を装着・牽引して使用する際に障壁となる規制がないか洗い出し、警察庁の協力も得ながら道路交通における安全性を考慮の上、早急に対策を講じる。